

開催年月日 平成28年10月3日（月）  
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員  
 答弁者 環境生活部長 小玉 俊宏  
 生物多様性・エコ対策担当局長 石島 力  
 動物管理担当課長 武田 敏朗

| 質 問 要 旨  | 答 弁 要 旨   |
|--|---|
| <p><b>一 動物愛護施策について</b><br/> <b>(一) 動物愛護について</b><br/>                     ペットブームといわれる今、ペットと暮らす人が増える中で様々な問題も起こっています。命を扱う以上は適正な飼育方法で最後まで責任を持つ終生飼養が基本であるべきです。人と動物が幸せに共存するための施策を推進する立場で以下伺います。</p> <p><b>1 犬・猫の引き取りの状況等について</b><br/>                     道では、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき制定している「北海道動物愛護管理推進計画」において、飼い主からの犬・猫の引取り数や譲渡数に関する目標値を定め、様々な取組を行っていると思知していますが、犬・猫の引取り数や譲渡数がどのような状況となっているのかまず伺います。<br/>                     また、殺処分の状況について併せてお答えください。</p> <p><b>2 引き取った犬・猫の状況について</b><br/>                     次に道で引き取っている犬・猫の状況について、迷子の犬・猫も多いと聞いていますが、引取り理由はどのようなことなのか伺います。</p> <p><b>3 犬・猫の殺処分について</b><br/>                     引き取りの多くが飼い主不明ですが、飼い主からの引き取り理由に無計画な繁殖が多いとのことでした。この10年で殺処分は大幅に減っており取組の効果が一定現れていると思いますが、猫の殺処分が未だに600匹以上というのは大変なことだと思えます。この状況への受け止めについてお答えください。</p> | <p>(動物管理担当課長)<br/>                     犬・猫の引取り等の状況についてであります。道では、平成20年3月に「北海道動物愛護管理推進計画」を策定いたしました。犬・猫の引取り数の削減や譲渡事業の推進に取り組んできたところでございます。この計画で基準とする平成18年度と直近の平成27年度を比較いたしますと、まず、犬については、平成18年度では、2,263頭を引き取り、そのうち649頭を譲渡したのに対し、平成27年度は、922頭を引き取り、521頭を譲渡しております。<br/>                     また、猫につきましては、平成18年度では、3,026頭を引き取り、そのうち419頭を譲渡したのに対し、平成27年度は、2,143頭を引き取り、1,415頭を譲渡したところでございます。<br/>                     なお、安楽死処分の状況につきましては、犬について、平成18年度では1,214頭、平成27年度では84頭となっており、猫については、平成18年度では2,597頭、平成27年度では692頭となっているところでございます。<br/>                     犬、猫いずれについても引き取り数及び安楽死処分数は大きく減少するとともに、譲渡する割合は高くなっているところでございます。</p> <p>(動物管理担当課長)<br/>                     引き取った犬・猫の状況についてであります。平成27年度に道が引き取りました犬・猫のうち、飼い主不明のものは、犬が659頭で約71.5%、猫1,725頭で約80.5%の割合となっております。<br/>                     飼い主から引き取った際の理由につきましては、犬・猫ともに、飼い主が無計画に繁殖をさせてしまったり、高齢であることや病気によって飼うことが難しくなったケースがほぼ半数を占めている状況にあります。</p> <p>(動物管理担当課長)<br/>                     犬・猫の安楽死処分についてであります。犬については、元の飼い主への返還率が増えているほか、多くが新しい飼い主に譲渡されておりますが、猫については、飼育が困難な生後間もない子猫や、疾病にかかり治療が困難なケースが多いことなどから譲渡が進まない状況があると考えているところでございます。<br/>                     このため、猫の飼い主やペットショップ、動物病院などに対し、無計画な繁殖をしないよう避妊・去勢することを促すとともに室内のみで飼うことによって、他の猫との繁殖を避けるなど、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」で規定される飼い主の遵守事項の周知徹底を図ることが、必要であると考えているところでございます。</p> |

| 質 問 要 旨   | 答 弁 要 旨  |
|---|--|
| <p><b>4 犬・猫の殺処分をなくすための取組について</b><br/> 適正な飼育や繁殖管理のために条例の周知徹底が重要であることとともに動物愛護の取組も重要と考えます。</p> <p>旭川市では、動物愛護センターが設置され、市民に命の大切さを伝える啓発の取組や犬・猫の譲渡の推進により、犬の殺処分ゼロが達成されるなど、大きな成果を上げていると伺っています。</p> <p>犬・猫の殺処分をなくすためには、殺処分される多くの犬・猫がいるという現実や、助けるために頑張っている人たちがいて、助けを待っている犬・猫がいることを広く知らせることが大切と考えますが、犬・猫の殺処分をなくすために、道では、どのように取り組んでいくのか伺います。</p> <p>(指摘)<br/> 飼い主募集や適正飼養についての周知を行っているとのことですが、旭川の事例も参考に是非、動物愛護センター開設の検討なども含めて、動物愛護推進の取組を進めていただきたいと一つ指摘をします。</p> | <p>(環境生活部長)</p> <p>犬や猫の愛護を進めるための取組についてであります。道では、平成14年度に「新しい飼い主探しネットワーク事業」を創設いたしまして、犬・猫とのマッチングを行うとともにホームページやマスメディアを活用しながら、引き取った犬や猫のプロフィールを紹介し、新たな飼い主を募集するほか、市町村や動物愛護団体などと連携しながら道内各地で譲渡会を開催してきているところであります。</p> <p>さらに引き取りの大きな要因となっております無計画な繁殖を防止するため、避妊・去勢の必要性や、屋外での放し飼いの防止について周知を図ってきたところであり、道といたしましては、今後とも、動物愛護団体等と協力しながら、譲渡事業を展開するとともに、適正飼育の普及啓発に積極的に取り組んでまいります。</p>  |
| <p><b>5 多頭飼育の届出制度について</b><br/> 次に今月施行の「札幌市動物愛護条例」で導入された「多頭飼育届出制度」について、他都府県の状況がどのようになっているか伺います。</p> <p><b>6 多頭飼育届出制度の導入について</b><br/> 道内では、多頭飼育の崩壊で、犬・猫が悲惨な状況におかれている現場が複数あり、道でも多頭飼育届出制度を導入してほしいという声を愛護団体の方から伺いました。事前に把握し、指導助言することで被害の拡大を防ぐために必要と考えますが見解を伺います。</p> <p>確かに札幌市と状況が違うところもあると思いますが、関係者の方の声を良く聞いて、他県の状況なども聞きながら、前向きに検討していただきたいと思えます。</p>  | <p>(動物管理担当課長)</p> <p>多頭飼育の届出制度についてであります。道が行った調査では、大阪府や千葉県など8府県と札幌市、さいたま市、新潟市の政令指定都市において届出制度が設けられているところでございます。</p> <p>(生物多様性・エゾシカ対策担当局長)</p> <p>多頭飼育の届出制度の導入についてでございますが、道では、これまで各地域におきまして、動物愛護の推進に熱意と正しい知識を有する方々に、ボランティアとして動物愛護推進員となっただき、現在、約80名の方々が多頭飼育の崩壊が予見されるような状況を早期に把握できるよう情報収集に努めてきているところでございます。</p> <p>また、そうした情報を把握した場合には、各振興局に配置いたしました獣医師が、推進員と連携・協力しながら速やかに飼育者に対して、適切な指導、助言ができる体制の整備を図ってきたところでございます。</p> <p>多頭飼育の届出制度の導入につきましては、多頭飼育が生活環境に及ぼす影響という観点での問題もありますが、国では、住宅密度の違いなど地域によってその影響が異なることから、法律による全国一律の届出規定を見送った経緯がございます。道といたしましては、制度を導入した府県や札幌市などの状況を参考としながら、導入の検討を行ってまいりたいと考えております。</p> |
| <p><b>7 動物愛護団体の取組への支援について</b><br/> 犬・猫の引き取り、譲渡、普及啓発活動など動物愛護施策の推進に動物愛護団体の果たしている役割は大</p>  | <p>(生物多様性・エゾシカ対策担当局長)</p> <p>動物愛護団体への支援についてでございますが、道では、これまで動物愛護団体の方々と連携いたしまして、</p>   |

| 質 問 要 旨   | 答 弁 要 旨   |
|---|---|
| <p>変大きいと考えます。</p> <p>先日、赤れんが庁舎前のイベントに伺って、手作り品を販売して自分たちで活動資金を作ったり、写真展示でピーアールするなど、愛護団体の方の献身的な活動を拝見しました。</p> <p>こうした動物愛護団体の活動について道の認識と団体の活動に対し、道としてどのように支援していくのか伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>初めて赤れんが庁舎前でイベントを行ったと伺いましたが、多くの方が訪れ、その場で引き取りの申出があるなどその効果は大変大きいと感じました。このような効果的な取組を今後も推進していただきたいですし、神奈川県では動物愛護団体に去勢不妊手術の費用を一部助成しています。この事例も是非参考にさせていただきたいことを指摘します。また、札幌市の動物愛護条例には目的に動物の福祉の向上を掲げています。動物の福祉向上という考えに基づくならば、多頭飼育届出制度、愛護団体の支援などより前向きで効果的な施策につながると考えるところでありますので、是非この件についても検討していただきたいことを申し上げまして、次に災害時のペット対策について伺います。</p> <p>(二) 災害時のペット対策について</p> <p>八月から九月の台風大雨災害で、南富良野町などで多くの住民が避難しました。これまでの大規模災害の経験から飼い主とペットが同行避難することが合理的であり、原則としようという考え方が社会的にも浸透してきています。</p> <p>1 道の防災計画及び環境省のガイドラインについて</p> <p>道の防災計画では、ペット等の対策についてどのように定め、道の実施責任についてはどのように規定しているのでしょうか。また、環境省の「災害時におけるペットの救済対策ガイドライン」では、自治体の役割についてどのように記述されているか伺います。</p> | <p>適正飼養に関するセミナーの開催や引き取った犬猫の譲渡会に取り組んできておりまして、先月19日には、初めて赤れんが庁舎前庭におきまして譲渡イベントを実施するとともに、各振興局におきましても普及啓発や譲渡を進めるイベントを開催しているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも団体が行うイベントへの会場の提供や広報への協力、そして獣医師による専門的な指導・助言などにより、団体の活動をサポートするとともに、動物愛護の推進に向け、一層の連携強化を図ってまいります。</p> <p>(動物管理担当課長)</p> <p>道の防災計画等についてであります。平成12年の有珠山噴火に伴う動物救護活動を契機としまして、地域防災計画にペットの救護に関する規定を盛り込み、飼い主に対しては、ペットの健康と安全を守り、一緒に避難すること、市町村に対しては、避難所にペット用のスペースの確保に努め、仮設住宅では、ペットの受入れに配慮することなどを定めており、道は、避難所等でのペットの取扱に関する市町村への助言や人員の派遣、ケージなど資材の提供等を行うこととしているところでございます。</p> <p>また、環境省が平成25年に策定した「災害時におけるペットの救済対策ガイドライン」では、自治体の役割として、地方獣医師会等との災害時協定の締結や飼い主に対する同行避難の啓発、災害発生時における救護体制の整備、さらには、放浪動物や負傷動物の救護活動などに取り組むこととしているところでございます。</p> |
| <p>(指摘)</p> <p>このような制度はほとんど知られていないと思いますので、動物病院などを通じた啓発を強めていただきたいことを指摘します。</p>   |   |

| 質 問 要 旨  | 答 弁 要 旨  |
|--|--|
| <p><b>2 道が実施すべき平常時の対策について</b><br/>次に環境省のガイドラインでは、都道府県が平常時に行う対策として、普及啓発やペットとの同行避難訓練、動物救護ボランティアの登録、物資の備蓄等を例示していますが、道としてどのように取り組んできたのか、また、今後どう取り組む考えか伺います。</p> <p><b>3 避難所開設時の対策について</b><br/>災害が発生して避難所にペット同行者が避難してきた場合、ケージやエサなどの資器材のみならずペットの健康管理や衛生管理なども必要となると考えられますが、道として避難所開設者である市町村の状況を把握し、支援を行うべきと考えますが如何か伺います。</p> <p>ペットの同行避難がどこの自治体でも可能となるには道と市町村の取組の連携を強めることが必要です。避難所で人とペットの居場所を区分することやアレルギー対策等利用者の理解を得て円滑に運用するために道が支援して市町村の取組を具体化していくことが望まれます。是非これまでの状況も参考にしながら取組を強めていただきたいことを申し上げます私からの質問を終わります。</p> | <p>(生物多様性・エゾシカ対策担当局長)<br/>道の取組についてでございますが、道では、有珠山噴火の経験をもとに、北海道獣医師会と連携いたしまして、全国に先駆け「緊急災害時における小動物救護マニュアル」を策定いたしまして、これまで、継続的に動物愛護団体や公益社団法人日本愛玩動物協会のほか防災関係機関への周知に努めてきたところでございます。</p> <p>また、平成19年には、災害時動物救護ボランティア事前登録制度を設けまして、動物愛護推進員経験者など約60名の方々にご登録いただき、ボランティアによる応援体制の整備を図っているところでございます。</p> <p>さらに広域的な対応が必要な大規模災害に際しましては、平成24年に、道、札幌市、旭川市、函館市、北海道獣医師会及び日本愛玩動物協会との間で「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結いたしまして、速やかに北海道被災動物救護本部を設置するとともに、被災動物の救護活動や、ケージなどの緊急資材の支援を行うこととしたところでございます。</p> <p>今後は、札幌市など関係自治体や動物愛護団体と連携しながら、ペットの避難を想定した防災訓練の実施に向けた方法の検討や飼い主に対する日頃の備えなどについての普及啓発に取り組んでまいりる考えでございます。</p> <p>(環境生活部長)<br/>避難所開設時における対策についてであります。災害時におきましては、ケージや餌など、その必要な物資の確保・提供、ペットの健康管理や治療にあたる獣医師、ペットの世話をサポートいただくボランティアの確保などが必要と想定されます。</p> <p>道といたしましては、こうした災害時のニーズに的確に対応するため、地域防災計画や北海道獣医師会などと締結した協定に基づき、ペット救護に関して市町村が必要とする資材の確保や応援の調整を行うとともに、北海道獣医師会など関係団体や道に登録している災害救護ボランティアに要請をし人材確保に努めることとしております。</p> <p>今後は、災害発生時に迅速な初動対応が図られるよう平常時から、市町村における被災動物の受入れ体制を把握するとともに、市町村の地域防災計画におきましてペットの同行避難や防災訓練などの応急対策について適切な見直しが進むよう、助言・支援に努めてまいります。</p> |